

日 時：令和7年9月26日（金） 9：30 ～ 11：45

場 所：阪南市役所 3階 全員協議会室

出席者：別添委員名簿のとおり

事務局

- ・阪南市総合計画審議会条例第5条第2項の規定により、本日の会議が成立していることを確認。
- ・会議の公開に関する指針に基づき、審議会は原則公開。また、会議の議事録はホームページにて公開させてもらう。傍聴者は4名。

1. 開会

- ・定刻に開会

2. 議事

会長：

- ・案件1の総合計画中期基本計画として、本格的に基本計画の議論に入る。
- ・本日は、序論と、基本計画の基本目標1から3について、章ごとに意見交換を行う。
- ・第1回審議会から約2ヵ月と期間があいているため、第1回審議会以後の主な動き等について、事務局から報告をお願いする。

○報告事項

- ・事務局より、【資料0】に基づき、次の4点について説明。
 - ・(1)これまでの主な動き[参考資料1]
 - ・(2)第1回総計審の主な意見[参考資料2-1, 2-2]
 - ・(3)市長と小・中学生との意見交換(子どもの参画)[参考資料3]
 - ・(4)今後の主なスケジュール[参考資料1]

(1) 総合計画中期基本計画（序論・基本目標1～3）について

○序論

- ・【資料0】【資料1-1、1-2】に基づき、第1章 計画策定にあたって（第1節 計画策定の背景と意義、第2節 計画の位置づけ、第3節 計画の構成、第4節 計画の期間、第5節 計画策定の基本方針）、第2章 計画策定の背景（第1節 社会情勢の潮流）について、前期と中期(素案)の比較表により説明。

事務局（企画課）：

- ・序論については、社会情勢の変化として、前期計画策定以降の生成AIの普及など、新たな社会課題や技術革新を背景に追記している。
- ・資料1-1、第1章 計画策定にあたっては、第1節「計画策定の背景と意義」について、前期計画を踏まえて変更。第4節「計画の期間」の部分は、答申の部分を削除。第5節「計画策定の基本方針」については、「(4) 重点の明確化と社会の潮流を踏まえた計画」に、第3期総合戦略や、「AI技術の進展」などの社会の潮流を踏まえた計画としている。

- ・資料 1-2、第 2 章 計画策定の背景（第 1 節「社会情勢の潮流」）では、社会情勢の変化を受けて、時点修正を行っている。「(2) 高度情報化社会の進展」には、AI に関する内容を追記し、「(4) SDGs や国際的なイベントへの対応」では、標題を「SDGs などの国際的な課題」に変更し、内容を改めている。

○基本目標 1～3 の見直しの視点

- ・【資料 0】に基づき説明。

事務局（企画課）：

- ・第 1 回審議会（7/24）で意見のあったとおり、前期計画策定以降の「社会情勢の変化」や「国及び大阪府の動き」を踏まえた見直しや、前期計画期間中の「主な成果」と「主な課題」を踏まえた見直し、実現可能性を十分に考慮した目標設定等を踏まえて、中期計画（素案）を作成している。
- ・特に、目標値については、挑戦的な目標設定となっている指標もあり、外部評価委員会からの意見として、実現可能性を十分に考慮した設定の見直しも行っている。
（例：施策 1-5. 指標「審議会などにおける女性委員の比率」）
- ・また、指標については、前期計画の指標の進捗を踏まえ、達成度や今後の目標を踏まえて変更している。前期計画の指標の進捗状況一覧は参考資料 5 のとおり。

○基本目標 1～3 の主な変更点

- ・【資料 0】に基づき説明。

事務局（企画課）：

- ・見直しの視点を踏まえて変更し、素案をまとめた。変更箇所は下線で示している。
- ・指標の進捗状況は、参考資料 5 のとおり。

○基本目標 1

- ・【資料 2-1】に基づき説明。事前の質問とその回答は【資料 3-1】のとおり。
（該当施策「1-1. 協働・共創社会の形成と促進」「1-2. 地域コミュニティの活性化」「1-3. 公民連携を推進するまちづくり」「1-4. シティプロモーションの充実」「1-5. 男女共同参画社会・女性の活躍推進の形成」）

○基本目標 2

- ・【資料 2-2】に基づき説明。事前の質問とその回答は【資料 3-2】のとおり。
（該当施策「2-1. 地域共生社会の実現」「2-2. 健康づくりの推進」「2-3. 子育て支援の充実」「2-4. 高齢者福祉・介護の充実」「2-5. 障がい者福祉の充実」）

○基本目標 3

- ・【資料 2-3】に基づき説明。事前の質問とその回答は【資料 3-3】のとおり。
（該当施策「3-1. 地域防災の推進と消防・救急体制の充実」「3-2. 危険や不安のない市民生活の充実」「3-3. 下水道事業の経営基盤強化」「3-4. 循環型社会の形成」「3-5. 環境負荷の低減」「3-

6. 環境衛生の向上」)

(2) 意見交換

会長：

- ・序論と基本計画の基本目標 1 から 3 について、章ごとに意見交換をしていく。

○序論

委員：

- ・中学生との意見交換・交流会は、本当の意味での参画だと思う。きちんと計画に落とし込んでもらえるように願います。また、継続して交流を深めてもらいたい。

会長：

- ・若い方々が政策提言したり、実際に実行したりするような仕掛けが重要だと思う。その点を踏まえ、具体的にこの 4 年間で動いてほしい。

委員：

- ・SDGs の本来の意味は貧困の是正。解消に向けた是正の内容がないので、根本的な解決が必要だと思う。

会長：

- ・具体的には基本目標にどう入れたらよいか。

委員：

- ・財政の安定化には、働く場をつくらないといけない。それには新たな産業が必要。その結果として、市民の労働が SDGs に相当する部分として問題解消につながると思う。今のままでは持続不可能な状況である。

会長：

- ・基本目標 5 の産業・雇用のところでもう一度確認をお願いします。
- ・それでもし雇用でも対応できない場合は、生活福祉の部分で見て、十分な書き込みがあるか確認してほしい。

副会長：

- ・阪南市固有の課題はなにか。
- ・定住人口をどう増やすか、企業誘致による税収の確保をどう取り組むかなど。
- ・土地柄にあったかたちで序論に反映する必要があるのではないか。

事務局（企画課長）：

- ・前期基本計画を策定する段階で掲げていた序論から時点修正している。
- ・全国の動きや法令改正等を踏まえて案を提示させていただいている。

副会長：

- ・序論か、各章どちらかで阪南市独自の内容を展開したらよいと思ったので、序章はこのままでもよいかと思う。

会長：

- ・本審議会で中期基本計画を作り込んでいくが、基本構想は12年間なので、基本構想と中期基本計画をセットにして引き続き施策展開で活かされていく。
- ・中期基本計画を冊子にする際も、基本構想とセットで冊子化するというのでよいか。

事務局（企画課長）：

- ・そのとおり。

○基本目標1

会長：

- ・序論と基本計画の基本目標1から3について、章ごとに意見交換をしていく。

会長：

- ・資料3-1（事前質問表）で説明のあったとおり、質問内容を中期基本計画に反映できるかどうか、反映できるものを○で示している。大きく2つの理由で○がついていないと理解いただければと思う。
- ・1つ目は、施策レベルの話になるので、施策展開の内容になったときには、今後の検討課題など重要な意見として位置付け、関係部署につなぐということで○がついていない。また、分野ごとにマスタープランがあり各審議会もあるので、総合計画基本計画の中の文言からはなかなか取り入れづらい。
- ・2つ目、すでに同様の内容が入っているので、修正の必要はないと判断し、○がついていない。
- ・対応方針は、非常に言葉がわかりにくい表現になっているので、今後の資料作成の際は理解してもらえるようお願いする。

委員：

- ・いくつか事前質問したが、反映のところに○がついていなく、施策レベルなので担当課へつなぐということだが、別で子ども子育て会議に出席しているが、その分野の会議での発言でも反映されない。本当の困りごとは、どこで受け止めてくれるのか。

会長：

- ・市政、方針の問題もあるかもしれない。
- ・直接的に施策の内容でなくとも、大きな方針に対して色々と指摘いただくと、基本計画に反映しやすくなる。次回の審議会でもよいので、具体的な箇所、文言等を示してもらいたい。

委員：

- ・職員の意識がどこの方向に向いているのか。目の前の市民の課題解決という視点が抜けている。

- ・地域の担い手の話になるが、職員が「自分たちが責任を持ちます。」という意気込みが必要。
- ・行政がストップしないように、100%とは言わないので、7～8割でも市民に歩み寄ってほしい。
- ・一番大事なのは、職員の資質と意識だと思う。それを踏まえ、しっかりとした組織体制を打ち出してほしい。

会長：

- ・委員からのご意見については、事務局で検討してほしい。
- ・資料 2-1 の 5 ページ、市のめざす姿「市民・団体・企業・教育機関・行政などが、協働・共創を推進していくため、誰もが地域課題を話し合い、解決に向けて取り組みやすい環境が整っています。」という文章があるが、これをより実現化していくことになる。
- ・協働・共創が進んでいる地域、進んでいない地域の話になる。協働・共創の意識を持っているかどうか重要。
- ・茨木市は、市民の可能性をつぶさない、伸ばしていくということが柱となっている。協働・共創の取組を進めるのが難しくても、一緒に考えていこうというスタンス。
- ・どの箇所にもどういう書きぶりができるか検討が必要だが、共創の進むべき方向を明記してほしい。

委員：

- ・資料 2-1、施策 1-3 の地域経済を活性化、にぎわいづくりは、商工会としても重要なことと認識している。
- ・尾崎駅の一方通行化では、地域活性化・企業誘致・税収を上げるといった目的で実施されると聞いたが、現状は異なっており、駅や塾の送迎車両が大半を占めている状況となっている。
- ・商業についても、廃業が多い。理由は後継者不足となっている。
- ・幹線道路沿いは、薬局、スーパーばかりとなっている。
- ・高齢の方は、買い物するのも大変。
- ・市が裕福にならないと、市民に還元できないと思う。
- ・令和 7 年度は市と協力して地域ポイント事業に取り組んでいる。地域が元気になる起爆剤になればと思っている。

会長：

- ・基本重点方針該当箇所とあるので、そのときに議論させていただく。
- ・施策でいうと、経済の分野で議論できればと思う。

委員：

- ・市民との共生・共創という部分において、尾崎駅の再開発企画を 1 年間取り組んできたが、阪南市は尾崎のまちなかだけではない。

事務局（未来創生部理事）：

- ・尾崎駅周辺の魅力づくりでは、社会実験をしている。そこに集まった方で、できそうなことを検討している。一足飛びに商業施策を実現するのは難しい。市域全体で取り組まないといけないが、まずは尾崎駅周辺エリアを重点的に取り組みたい。

会長：

- ・大きな事業になればなるほど時間がかかるので、慎重に進めてほしい。すぐにはじめられるところから取り組むのも大事ではないかと思う。

副会長：

- ・色々と尾崎駅前のまちづくりや、子育ての環境などの話があがっているが、個別の詳細な部分は事務事業のところになる。今回の審議会で、取組として実行しなければならないことが計画に反映されているか確認する必要がある。計画に書かれていなければ、実現されることはない。
- ・前期の基本計画からの見直し、日本的・世界的潮流は白書を反映することが前提であると思う。
- ・中期基本計画案に挙げられた「課題」と「施策案」に、対応漏れや不整合がないかをチェックすべき。例えば、「デジタル施策」が課題にあがっているのに、それに対応する施策が明記されていない点は、整合性の観点から修正が必要ではないか。

会長：

- ・意見を出す際は、前回までの内容整理を踏まえ、方針レベルで書かれているか確認してほしい。
- ・課題・整理の部分では、デジタル関連の記述があるが、中期基本計画案にデジタルに関する記述がない。市民同士または市民と職員が意見交換できるようなデジタルのプラットフォームを構築していくというのも一つ考えられるので、検討いただければと思う。

委員：

- ・拠点づくりに関して、下荘地区には公民館もなく、校区福祉の活動拠点も進まない。
- ・市の事業を見ても、市民ボランティアに頼りすぎている事業が多く、持続可能な仕組みになっていない。実現に向けた取組を行ってほしい。

会長：

- ・地域コミュニティの活性化についてお話いただいた。
- ・多様な主体が地域の情報を共有し、地域運営組織などを中心として、地域課題の解決に向けた活動を行うことを支援するという文章があって、そのあたりが例えば拠点整備や、人材育成の視点で整備するなどということになる。反映できるか、既に反映できているが、次の段階でできていないなど、事務局として検討いただきたい。

委員：

- ・市民活動センターを強化しないと、目標の達成は難しい。
- ・アンバサダー制度など、数を増やすのが大事ではない。結局何をしたらよいのかというところが不明瞭なまま事業が進んでいる印象がある。既存の団体に対して、充実化させることが最優先ではないかと思う。

会長：

- ・大きく2点のご指摘かと思う。
- ・一点目は、市民活動センターは誰が担っているのかという話。市民活動センターに限らず、委

託事業や指定管理事業全般においても共通する課題として、「市職員の関わり方」の姿勢が問われている。一部の職員では、「任せている」という意識が強く見られる場合もあるが、本来は市の事業であり、市の施設であるという前提に立ち返り、職員自身が主体的に関与し、協働・協創のパートナーとして動くべきであるという考えだと認識した。

- ・二点目は、現在の KPI の設定方法について、もう少し工夫が必要ではないかという意見。KPI は成果を可視化する重要な要素であるため、今一度、その指標の妥当性や現場の実情との整合性を見直し、より実効性のあるものにしていく必要があると考える。意見を踏まえ、再検討する。

委員：

- ・公民館の利用で困っている。公民館は駅から遠く、指導者の高齢化で移動が困難になっている。ボランティアの意欲はあるのに「場所に行けない」ことで活動できない状況。
- ・また、住民センターは存在するが、鍵の管理、利用可能日など制約が多いし、実際にはほとんど使われていない住民センターがあるのに有効活用できていない。
- ・計画は大事だが、学生は市外に進学・就職し、阪南に戻ってこない。駅前にバイト先・商業施設がなく、暮らしの魅力が感じられない。
- ・働きたい外国人も多いが、制度や支援が足りない。保育園に預けても、働ける場所・時間・サポートが不十分。子育てと仕事の両立ができず、働きに出られない状況。
- ・2～3時間でも働ける職場を地元を増やす必要がある。
- ・4年後の計画では遅すぎる。子どもたちの未来のためにも、“今すぐ”できることを1つでも実行に移してほしい。自分たちは声を上げているのに、それが行政や他の住民に届かず、動かないまま時間だけが過ぎるもどかしさがある。

会長：

- ・基本計画の中に、具体的な提案をどのように反映すればよいのか悩んでいる。
- ・基本計画はあくまで上位計画なので、具体的な施策まで書き込むのは難しいという事情があるが、具体的に動いてほしいということ、担当課に伝えて一歩進めていくということによいか。

委員：

- ・スマホ講座について、講座自体よりも、参加者が「どうやってその講座に行くのか」まで考えていない。高齢者やスマホ初心者は、講座の存在すら把握できない人もいる。初歩的なことにもっと寄り添ってほしい。
- ・マルシェの実施については、「どこに声をかけて、どう実現するのか」段取りが曖昧。マルシェに出店する企業・市民に、どんなメリット（利益）があるのか明確でない。集客見込み・場所・日時の選定が不明確（例：平日に人通りが少ない中でのキッチンカー）。出店者にとってリスクが高く、継続できない可能性がある。
- ・基本計画においては、内容を変更する場合、なぜ変更するのか理由が必要。
- ・計画に目標を示しても、達成がないまま進んでしまっている印象。
- ・現状、各施設（住民センター、公民館）の実情が把握できなく、使えるのか使えないのか不明。

委員：

- ・市民活動センターの話が出たので、そこで働いている私から、簡単にお伝えする。

- ・スマホ講座は、市民活動センター夢プラザにて、毎月第2・第4金曜日13時から開催。参加費は無料で誰でも参加可能。参加状況は、広報を見ての問い合わせが非常に多い。課題として、「いつ・どこでやっているのか分からない」という声が多いので、周知方法の改善（例：公民館等へのチラシ配布）を検討している。
- ・マルシェ交流会については、出展無料で、売上はすべて参加事業者になる。イベントにより変動はあるが、300～400人程度の来場者がある。運営方法は、テーマに応じた出店者を誘致（例：11月はパンのマルシェ）しているが、声かけやDMが中心になっている。リピーターと新規出店者をバランスよく誘致し、飽きの来ない工夫が必要と認識している。

委員：

- ・ゆるさとの推進について、ゆるやかなつながりや、助け合いといった表現があるが、ゆるやかという表現が抽象的。実際には、できる人ができる範囲で参加できる関係性のことであり、それを支えるのは相互理解と人権意識だと思う。
- ・計画のめざす姿に、人権意識を育むという文言などを入れてほしい。
- ・全庁横断的な連携が重要だという文言があるが、それを実現するための仕組みを具体化すべき。
- ・子ども子育てに関することにしても、こども未来部だけの問題ではない。横断的な調整が必要。
- ・目標に書いてもらわないと、具体的に進まない。

会長：

- ・事務局で検討をお願いします。

○基本目標2

委員：

- ・「基本構想」と「基本計画」の関係性について、今回の検討が「基本構想」は変えず、「基本計画」を中期の実行計画として検討するという整理になっているが、「基本構想」のコンセプト部分を改めて確認・共有する機会が必要ではないかと感じている。メニューや施策の羅列を見る前に、現時点で「大きく変える」必要はないと考えるが、「基本構想」に対して全委員が共通認識を持ったうえで議論に入るのが前提ではないかと思う。
- ・「総合戦略」との整合性について、総合戦略を改めて見直してみたところ、非常によく書かれており、コンセプト面でも有用な内容が含まれていると感じた。ONE ACTIONや方向性が示されているが、基本構想の重点方針との関係性がやや不明確に思うので、総合戦略と総合計画の基本構想の位置づけや連携の整理が必要ではないかと考える。総合戦略を施策レベルではなく、コンセプトと関係づけて整理するとともに、文書内にコラム形式での紹介などを検討してはどうか。
- ・基本目標2の「まちづくり協議会」について会長からご発言があったが、基本目標1のエリアマネジメントに関する記述がさらっとしすぎていると感じた。地域再生や立て直しの考え方について、より踏み込んだ記述が必要ではないかと思う。考え方の整理をお願いしたい。

会長：

- ・基本計画と、各個別計画の全体像を示してもらえるとわかりやすくなるのではないかな。少し工

夫をお願いできたらと思う。

- ・委員のご意見は、これからの審議会の運営に関する事なので、事務局と相談させていただく。

委員：

- ・施策 2-1 地域共生社会の実現における取組方針について、「地域住民が主体的に地域づくりに参加することができる環境整備、多機関の協働による相談支援体制の構築などを通じ、包括的支援体制を整備する。」というところだが、基準値 177 回から目標値 116 回と唯一減少していることに疑問を感じた。理由はなにか。

事務局（企画課）：

- ・資料 3-1 全般 3 の指標設定の考え方のとおり。
- ・当初、資料作成時、会議の回数を拡充させる方向は一旦保留するという意図でこのままにしていたが、指摘をいただいて、現状に合わせるような形で目標を変更するよう調整している。

会長：

- ・子育て支援に関する施策や取組が、子育て関連部署だけの話に見えてしまい、他の関係部署（産業、雇用、企業支援等）との連携がわかりにくくなっている。その結果、行政の「縦割り」的な印象が残り、複合的な支援の姿が伝わりづらい。所管部署が異なっても、子育て支援と密接に関わる取組（たとえば雇用や起業支援、男女共同参画の施策など）についても資料内で言及し、複合的な視点を意識してほしい。

委員：

- ・資料 2-2 1～2 ページの部分、行政にどこまで相談していいのかわからないことが多い。声を上げやすいしくみが必要で、問題解決のためのつながりが重要になる。きめ細やかな対応が目標に設定されたら、もっと充実するのではないか。

会長：

- ・相談に行くまでのグレーゾーンをどう施策に活かせるかというところが重要。
- ・茨木市でも、何気ないやり取りの中で意見を聞いている。
- ・市民の声をどう吸い上げられるのか考える必要がある。

委員：

- ・子育て支援センターでも、遊びながら声を拾っていくかたち。制度の強化というより、つなぐ役割を持った人がいるかどうかの問題になっている。

委員：

- ・断らない相談支援について、ただただ話したい、もやもやを言いたいことはあるし、1人で住んでいる高齢者の方がいると思うので、関係機関が増えてくると、目標数値も高く設定しやすくなってよいのではないかと思う。

会長：

- ・資料 2-2 の 2 ページ、ONE ACTION の部分に書かれているコミュニティ意識を持ったソーシャルワーカーだが、そうした役割を担うために、大阪府では国に先駆けて、中学校区ごとに 1,000 人規模で配置する制度が始まった。しかし、まだ多くの方にこの制度が十分に知られていないという点が問題で、資料にもあるように「集中して周知・啓発・情報発信を行う」ことが必要になる。これを具体的にしっかりと取り組んでいただければ、先ほど出された意見も反映できるのではないかと思う。

○基本目標 3

会長：

- ・施策 3-2「危険や不安のない市民生活の充実」の内容に関して、他の章に比べて具体的すぎる事業レベルの記載が目立つ。他の章・全体と揃える必要がある。具体策ではなく、その一歩手前の方針レベルでの記載が望ましい。内容をもう一度担当部署と相談のうえ、全体との整合性をとって再構成いただきたい。
- ・施策 3-4「循環型社会の形成」の取組方針について、記載されている内容が「ごみの削減」に偏っている。既に手前の記載ではリサイクル推進や市民協働の取組が触れられているのに、方針に反映されていない。ごみの削減だけに限らず、リサイクルの推進や循環型社会づくりの視点も盛り込み、包括的・網羅的な方針に整理し直すことで、施策の見え方が良くなるので、対応をお願いしたい。

委員：

- ・「環境衛生の向上」というテーマで下水処理や生活排水の問題に焦点を当てるのはもちろん大切だが、それだけでは全体像がやや狭くなってしまう可能性がある。特に、地域に漁業・農業に携わる方々が多くいる場合には、その現場での衛生管理や水質・土壌の保全、そしてそれらが最終的に私たちの食にどう関わってくるかという点まで視野を広げると、より包括的な計画になるのではないかと思う。

会長：

- ・間接的に環境衛生に効果があるものをあげてもらえたらと思う。

事務局（企画課長）：

- ・全体を見たときに、多様な主体が環境衛生に対して取り組むことになると思うが、市として公衆衛生の部分で、環境衛生の向上ということでご理解いただきたい。

会長：

- ・そうであれば、保健所業務の分野も書けるのではないか。衛生面などに関する具体的な対応については、大阪府との連携が前提になると思う。

委員：

- ・素案の最終ページ、「犬や猫の糞などの管理不全」といった問題については触れられているものの、具体的な取り組みや対策が記載されていない点が気になった。特に、野良猫に餌を与える

行為が地域の環境や住民生活に悪影響を及ぼしている現状があり、これは自分の住む地域でも日常的に起こっている深刻な問題。こうした実情に即した取組や対応方針も、計画や施策の中にきちんと盛り込んでいただきたいと考える。

会長：

- ・地域猫の対応はなかなか難しい面がある。犬の場合は狂犬病予防法などに基づいて行政がある程度関与できるが、猫にはそのような枠組みがない。そのため、行政だけで対応するのが難しく、地域のNPOや住民の方々と連携しながら対応しているのが現状。
- ・具体的には、地域猫活動などを通じて避妊・去勢手術を進め、猫がこれ以上増えないよう工夫している地域も多くある。そうした取り組みは、「協働」という観点からも非常に重要だと考える。

委員：

- ・SDGs 目標 11 番「住み続けられるまちづくりを」は、行政だけの取り組みではなく、地域社会全体、そして国際的にも協力して進めていくべきテーマ。生活用水やビニールハウス等の問題にしても、単にインフラや技術の提供だけでなく、住民・民間・教育機関・NPO など多様な主体の連携があつて初めて、持続可能な形で前に進められるものだと思う。SDGs は一部の力だけでは実現できない目標なので、そういった観点からも、全体的に協力してやっっていこうということも意見にあつたので、もう少し個人的には広くとらえてほしい。

会長：

- ・もう少し大きな枠組みや前段階の部分で反映できるのではないかという意見をいただいた。したがって、この部分に直接書き込むよりも、他の部分で対応した方が適切ではないかということだったと思う。この点については、我々としても検討すべき課題が見えてきている状況なので、先ほどの委員からのご指摘がどの部分にどう反映されているのか、あるいは、表現の仕方を変えれば対応可能かどうかも含めて、もう一度見直していただければと思う。

委員：

- ・現在、地域によって防犯カメラの設置申請が出されているものの、予算の関係で設置が進んでいない状況が見受けられる。しかしながら、防犯意識の向上や交通事故の抑止、とりわけ大きな交差点での事故防止の観点からも、防犯カメラの早期設置は非常に重要だと思っている。ついでには、防犯・交通安全の観点からも、できるだけ早期に防犯カメラの設置が進められるよう、対応をお願いしたい。

会長：

- ・これは事業レベルの話なので、担当課に情報を伝えていただければと思う。

副会長：

- ・ごみ処理施設（焼却場）の更新について、泉南市との広域連携により、一部事務組合を設立し進められている。この件については、アセスメントを行い、事業者を決定して、焼却関連施設の更新されることになった。

- ・リサイクル・資源循環の取り組みについては、予算がついていないかもしれないが、今後の将来的な目標として明記してよいのではないかと思います。
- ・環境学習の取組（特に小学校における事例）では、海洋ごみをテーマにした環境学習が行われており、子どもたちが積極的に取り組んでいる。これは単なる「ごみ問題」ではなく、地域と子どもたちが連携した環境教育の一環である。前期の基本計画では、教育委員会が所管課として明記されていないため入れにくいかもしれないが、可能であればこのような教育的側面を計画に盛り込むことを検討してほしい。
- ・会議の進行・担当課の対応について、会議の中で個別事業に対する具体的な質問が出ることもある。それに対して、企画課だけでは答えきれない場合があるので、担当所管課からも出席してもらい、回答できる体制にする方がよいのではないか。ただ、それでもすぐに回答できない場合もあるため、また、会長と事務局で対応方針を相談いただければと思う。

会長：

- ・他市では、事務局と取組ごとに事業担当課に出席してもらうという事例はあるが、担当課に向けての話になり、今以上に長い時間を要するかもしれないので、私としては、ワンクッションあってもよいのではないかと考えている。
- ・子どもたちへの海洋教育などについては、海の環境を守る活動を積極的にしているので、ONE ACTION に記載してもよいと思う

（3）その他

事務局（企画課長）：

- ・事務連絡
 - ・参考資料 2-1「令和7年度 第1回 阪南市総合計画審議会 要旨録（案）」について、修正等あれば、次回の審議会（11/13）までに事務局へ連絡をお願いします。
 - ・第3回目の日時は、令和7年11月13日（木）午前9時30分から、場所は阪南市役所3階全員協議会室にて開催させていただく。改めて通知するので、スケジュール調整よろしく願いしたい。
 - ・基本目標4～6の基本計画素案にかかる事前の意見照会については、10月を予定している。

会長：

- ・今回は、事務局より案内のとおり11月13日になるので、またご出席いただき、様々なご意見を賜りたい。事務局からの資料の事前送付・作業依頼により、ご準備いただきたい。それでは、本日の審議会を終了させていただく。

3. 閉会

以上